

日立アプライアンス株式会社に対する排除命令について

平成21年4月20日
公正取引委員会

公正取引委員会は、日立アプライアンス株式会社（以下「日立アプライアンス」という。）が販売する電気冷蔵庫に係る表示について調査を行ってきたところ、景品表示法第4条第1項第1号（優良誤認）の規定に違反する事実が認められたので、本日、同法第6条第1項の規定に基づき、同社に対して、排除命令（別添排除命令書参照）を行った。

1 関係人の概要

事業者名	所在地	代表者
日立アプライアンス株式会社	東京都港区海岸一丁目16番1号	代表取締役 石津 尚澄

2 本件対象商品

本件対象商品は、日立アプライアンスが取引先販売業者を通じて一般消費者に販売している「栄養いきいき 真空チルドV」と称する電気冷蔵庫6型式及び「ビッグ&スリム60」と称する3型式の電気冷蔵庫（以下「電気冷蔵庫9型式」と総称する。）である。

日立アプライアンスは、電気冷蔵庫9型式の天面、底面、側面等に、「芯材」と称する部材（以下「芯材」という。）を「外包材」と称する部材等で包んだ「フレックス真空断熱材」と称する断熱材（以下「フレックス真空断熱材」という。）を使用している。

	商品名	型式	販売期間
1	栄養いきいき 真空チルドV	R-Y6000	平成20年9月ころ以降
2	栄養いきいき 真空チルドV	R-Y5400	平成20年9月ころ以降
3	栄養いきいき 真空チルドV	R-SF60YM	平成20年10月ころ以降
4	栄養いきいき 真空チルドV	R-SF54YM	平成20年10月ころ以降
5	栄養いきいき 真空チルドV	R-SF50YM	平成20年10月ころ以降
6	栄養いきいき 真空チルドV	R-SF45YM	平成20年10月ころ以降
7	ビッグ&スリム60	R-S47YM	平成20年10月ころ以降
8	ビッグ&スリム60	R-SF42YM	平成20年11月ころ以降
9	ビッグ&スリム60	R-S42YM	平成20年11月ころ以降

3 排除命令の概要

(1) 違反事実の概要

日立アプライアンスは、電気冷蔵庫9型式を取引先販売業者を通じて一般消費者に販売するに当たり、以下の表示を行っていた。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部景品表示監視室 電話 03-3581-3377（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp

ア 「栄養いきいき 真空チルドV R-Y6000」についての表示

表示媒体	カタログ及び自社ウェブサイト
表示期間	平成20年11月ころ以降
表示内容	<p>【例えば、「冷蔵庫 総合カタログ 2008-冬」と題するカタログにおいて】</p> <p>「日立独自の立体成形された真空断熱材を天面や底面などに採用」と記載の上、「ゆとりの大容量602Lが、こんなに省エネ。CO2も大きく削減。」「日立は業界ではじめて、注1 リサイクル材を活用した真空断熱材の採用を始めました。」「使用済み冷蔵庫の棚などの樹脂材料を極細繊維化し、真空断熱材の芯材として活用。省資源化とともに製造工程でのCO2排出量削減を実現しました。」「注1 国内家庭用冷蔵庫において。2008年9月24日発売。」「リサイクル材を活用した真空断熱材」及び「真空断熱材製造工程でのCO2排出量 約48%削減」と記載することにより、あたかも、平成20年9月24日以降に販売した当該商品において、フレックス真空断熱材の芯材の原材料に廃棄された電気冷蔵庫の棚等からリサイクルした樹脂を使用しており、また、芯材の原材料に当該樹脂を使用することにより、フレックス真空断熱材の製造工程において排出する二酸化炭素の量を芯材の原材料にリサイクルした樹脂を使用しない場合に比べて約48パーセント削減しているかのように表示</p>
実 際	<p>当該商品に用いたフレックス真空断熱材の芯材の原材料は別表の「フレックス真空断熱材の芯材の原材料」欄記載のとおりであり、また、当該商品に用いたフレックス真空断熱材の製造工程において排出する二酸化炭素の量を芯材の原材料にリサイクルした樹脂を使用しない場合のものとは比べた削減率は、約48パーセントを大きく下回るものであった。</p>

イ 電気冷蔵庫9型式についての表示

表示媒体	新聞広告及び取引先販売業者の店舗に掲示したポスター
表示期間	平成21年2月ころ以降
表示内容	<p>「省エネ大賞受賞マーク」と称する標象の下方に「日立 <u>まんなか冷凍</u> 冷蔵庫：R-Y6000 R-Y5400 R-SF60YM R-SF54YM R-SF50YM R-SF45YM R-S47YM R-SF42YM R-S42YM」と、また、「立体成形された独自の真空断熱材を天面や底面などに採用した、冷蔵庫。」と記載の上、「また、使用済み冷蔵庫の棚などの樹脂材料を極細繊維化し、真空断熱材の芯材として活用。」と記載することにより、あたかも、電気冷蔵庫9型式において、フレックス真空断熱材の芯材の原材料に廃棄された電気冷蔵庫の棚等からリサイクルした樹脂を使用しているかのように表示</p>
実 際	<p>当該商品に用いたフレックス真空断熱材の芯材の原材料は別表の「フレックス真空断熱材の芯材の原材料」欄記載のとおりであった。</p>

(2) 排除措置の概要

- ア 前記(1)の表示は、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を公示すること。
- イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。
- ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

	型式	フレックス真空断熱材の芯材の原材料
1	R-Y6000	天面については、平成20年9月24日ころから平成21年2月15日ころまでの間に出荷されたものはグラスウールのみ、同月16日ころ以降に出荷されたものはグラスウールのみ又はリサイクルした樹脂及びグラスウールが50パーセントずつ 天面以外については、グラスウールのみ
2	R-Y5400	グラスウールのみ
3	R-SF60YM	天面については、平成20年10月1日ころから平成21年2月28日ころまでの間に出荷されたものはグラスウールのみ、同年3月1日ころ以降に出荷されたものはグラスウールのみ又はリサイクルした樹脂及びグラスウールが50パーセントずつ 天面以外については、グラスウールのみ
4	R-SF54YM	グラスウールのみ
5	R-SF50YM	グラスウールのみ
6	R-SF45YM	グラスウールのみ
7	R-S47YM	グラスウールのみ
8	R-SF42YM	天面については、平成20年11月14日ころから同月20日ころまでの間に出荷されたものはグラスウールのみ、平成20年11月21日ころから平成21年2月15日ころまでの間に出荷されたものはリサイクルした樹脂及びグラスウールが50パーセントずつ 天面以外については、グラスウールのみ
9	R-S42YM	グラスウールのみ

(参考)

不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もつて一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認めて公正取引委員会が指定するもの

2 （省略）

（排除命令）

第六条 公正取引委員会は、第三条〔景品類の制限及び禁止〕の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項〔不当な表示の禁止〕の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令（以下「排除命令」という。）は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、することができる。

2及び3 （省略）